

# 中標津町国民健康保険税について(令和7年度)

## ☆保険税の仕組み

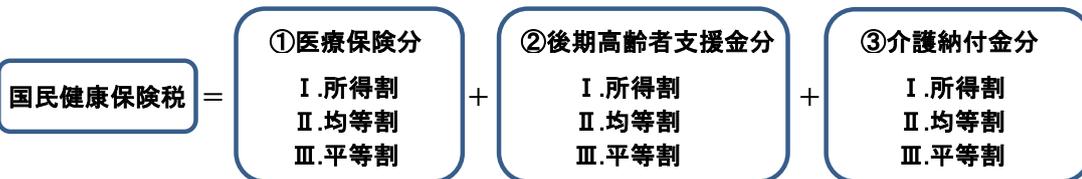
国民健康保険税の税額は、北海道が推計した国民健康保険に加入しているみなさまの病気やケガなどにより、必要な医療費の総額(北海道全体の1年間分)を市町村へ配分し算出される医療保険分、平成20年度より導入された後期高齢者医療制度への支援金分の合計額で、それぞれ前年(令和6年1月～12月)の所得と令和7年4月1日現在での加入人数に応じて計算し、決定したものです。

なお、40歳以上65歳未満の方は上記の医療保険分と後期高齢者支援金分に介護納付金分を合算した額が保険税となります。

## ☆保険税の構成

国民健康保険税は① 医療保険分、② 後期高齢者支援金分、③ 介護納付金分(40歳以上65歳未満の方のみ)の合計となります。①～③それぞれに対し、Ⅰ:所得割(被保険者全員の前年所得にて算定)、Ⅱ:均等割(被保険者一人ずつにかかるもの)、Ⅲ:平等割(世帯単位でかかるもの)の各3要素から構成されます。

※ 介護納付金分について → 40歳以上65歳未満の方は、国民健康保険税の中で請求。  
→ 65歳以上の方は、介護保険課より別途請求されます。



## ☆令和7年度保険税率

令和7年度より賦課限度額が下表のとおり改正されました。なお、保険税率は令和6年度より変更ありません。

		改正前	改正後	改正後 - 改正前
① 医療保険分	所得割	8.2%	8.2%	-
	均等割	26,400円	26,400円	-
	平等割	28,000円	28,000円	-
	限度額	650,000円	660,000円	10,000円
② 後期高齢者支援金分	所得割	2.6%	2.6%	-
	均等割	8,500円	8,500円	-
	平等割	9,000円	9,000円	-
	限度額	240,000円	260,000円	20,000円
③ 介護納付金分 (40歳以上65歳未満)	所得割	1.9%	1.9%	-
	均等割	8,500円	8,500円	-
	平等割	6,600円	6,600円	-
	限度額	170,000円	170,000円	-

## ☆低所得者における保険税軽減

国民健康保険では低所得者世帯に対しての軽減があります。対象となるのは、Ⅱ：均等割とⅢ：平等割の2項目です。

なお、令和7年度より軽減判定基準における基準額が2割軽減は「54万5千円」が「56万円」に、5割軽減は「29万5千円」が「30万5千円」に拡大されました。

2割	$43万円 + 56万円 \times (\text{被保険者数}(\ast 1)) + (\text{給与所得者等の数}(\ast 2) - 1) \times 10万円$
5割	$43万円 + 30万5千円 \times (\text{被保険者数}(\ast 1)) + (\text{給与所得者等の数}(\ast 2) - 1) \times 10万円$
7割	$43万円 + (\text{給与所得者等の数}(\ast 2) - 1) \times 10万円$

※1 4月1日時点の世帯内の国保被保険者数

旧国保被保険者を含む(同じ世帯の中で国保から後期高齢者に移られた方を指します。)

(年度途中で新規加入される場合は、その年度のみ加入日時時点の被保険者数で判定します。)

※2 一定の給与所得者(給与収入55万円超)、公的年金等に係る所得を有する者(公的年金収入が65歳未満60万円超、65歳以上125万円超)のいずれかに該当する者

(給与に専従者控除のみなし給与や青色専従者給与は含みません。)

### <軽減判定する所得について>

- ・1月1日に65歳以上の方は、公的年金所得額から15万円を控除した額で判定します。
- ・専従者給与を支払っている方は、その額を本人の事業所得に加算して軽減を判定します。
- ・専従者給与をもらっている方は、その額を軽減判定する所得には使いません。
- ・分離譲渡所得は、特別控除前の所得額で判定します。
- ・免税牛(肉用牛)を売却した所得は、軽減を判定する所得に加算されます。

## ☆後期高齢者医療制度施行に伴う特別措置

後期高齢者医療制度(以下後期と略す)の施行に伴い、国保から後期への移行により、被保険者の人数が減少する世帯に対し、下記の軽減措置が設けられています。

※ 措置1、2のいずれにつきましても、世帯主変更や、旧国保被保険者の世帯変更等がされた場合につきましても、軽減措置が受けられなくなります。

### ★軽減措置1 平等割の軽減

国保から後期に移行された方(旧国保被保険者)が発生し、同世帯内において国保に残る被保険者が一人となった場合、以後5年間、医療保険分と後期高齢者支援金分の平等割を半額とします。また、6年目からの3年間についても、平等割を4分の3として計算します。

### ★軽減措置2 軽減判定被保数の拡充

国保から後期の移行に伴い、移行前に低所得世帯の軽減を受けていた場合に、従前と同じような軽減を受けられるよう、旧国保被保険者として、前年所得と人数を含めて軽減判定をしています。

また、被用者保険(公務員の共済組合、協会けんぽ、企業単位の健康保険組合など。※市町村国保や国保組合等は含まれません。)より後期高齢者医療制度に移行された場合、その被扶養者(旧被扶養者)となっていた方も保険が切れます。その後、旧被扶養者が国保に加入される際、65歳以上であれば、下記の保険税減免措置を受けることが可能です。

### ★減免措置1 旧被扶養者に係る減免措置

- |                                    |        |
|------------------------------------|--------|
| ① 旧被扶養者分の所得割                       | → 全額減免 |
| ② 旧被扶養者分の均等割                       | → 半額減免 |
| ③ 旧被扶養者分の平等割<br>(国保加入者が旧被扶養者のみの場合) | → 半額減免 |

※②、③の減免は、「低所得者における保険軽減」の5割及び、7割軽減に該当となっている世帯に対しては適用されません。  
また、②、③の減免は、平成31年4月より国保の資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り実施することとなり、平成30年度以前からの加入者についても適用されません。

## ☆未就学児にかかる均等割額の減額措置

子育て世帯の経済的負担軽減の観点より、未就学児(6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方)にかかる国民健康保険税の均等割額が5割減額となります。

また、均等割額には低所得者世帯における保険税軽減措置(7・5・2割)が設けられておりますが、対象の未就学児の場合は軽減措置(7・5・2割)適用後の残りの均等割額が5割減額となります。

### 未就学児にかかる均等割額減額割合

① 軽減なし世帯	→ 5割軽減	※未就学児均等割額減額後の保険税額が賦課限度額を超えている場合は、賦課限度額が保険税額となります。
② 2割軽減世帯	→ 6割軽減	
③ 5割軽減世帯	→ 7.5割軽減	
④ 7割軽減世帯	→ 8.5割軽減	

## ☆産前産後期間にかかる保険税の軽減措置

法改正に伴い、令和6年1月より、国民健康保険に加入している被保険者が出産した場合、届出により出産被保険者分の保険税の軽減が受けられます。

### 軽減される保険税および対象期間

○ 出産被保険者にかかる対象期間分の所得割額および均等割額

○ 対象期間

- ・ 単胎妊娠: 出産予定日または出産日の属する月の前月から4か月間
- ・ 多胎妊娠: 出産予定日または出産日の属する月の3か月前から6か月間

	3か月前	2か月前	1か月前		1か月後	2か月後	3か月後
単胎			出産日(予定日)				
多胎			出産日(予定日)				